

# 流山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の施行に関し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、特に定めるものを除き、法並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の用語の例による。

(特別特定建築物に対する基準適合命令等)

第3条 法第15条第1項の規定による命令は、是正命令書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 法第15条第2項の規定による通知は、是正措置要請通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(適合通知等)

第4条 法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する適合通知は、適合通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 法第17条第5項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（別記第4号様式）に建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書を添えて、建築主事に行うものとする。

3 法第17条第6項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知は、法第17条第6項の規定による通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(計画の変更)

第5条 法第18条第1項の規定による計画の変更の認定を受けようとする認定建築主等は、変更認定申請書(別記第6号様式)の正本及び副本に、当該計画の変更に係る書類及び図面を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を認定したときは、変更認定通知書(別記第7号様式)に前項の副本及び添付書類を添えて、認定建築主等に通知するものとする。

(名義変更届)

第6条 認定建築主等は、認定特定建築物の工事が完了する前に認定建築主等の名義の変更をしようとするときは、変更前の認定建築主等と変更後の認定建築主等が連署して、名義変更届(別記第8号様式)に法第17条第2項第4号に規定する特定建築物の建築等の事業に関する資金計画及び同条第3項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の認定を受けたことを証する書類(以下「認定通知書」という。)を添えて、市長に届け出なければならない。認定建築主等の住所又は氏名若しくは名称に変更があったときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更届受理通知書(別記第9号様式)により前項の変更後の認定建築主等に通知するものとする。

(取下届)

第7条 法第17条第3項に規定する計画の認定又は法第18条第1項に規定する計画の変更の認定(以下「認定等」という。)を申請した者が、市長が認定等をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届(別記第10号様式)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る申請書の副本に届出を受けた旨を記し、届出者に返還するものとする。

(取りやめ届)

第8条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等の工事を取りやめたときは、取りやめ届(別記第11号様式)に認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、前項の認定通知書

に届出を受けた旨を記し、届出者に返還するものとする。

(改善命令)

第9条 法第21条の規定による命令は、改善命令書（別記第12号様式）により行うものとする。

(計画の認定の取消し)

第10条 法第22条の規定による取消しは、計画認定取消通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての特例の認定)

第11条 法第23条第1項の規定による認定を受けようとする者は、特例認定申請書(別記第14号様式)に必要な書類及び図面を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について認定したときは、特例認定通知書（別記第15号様式）により申請者に通知するものとする。

(特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告)

第12条 法第53条第3項の報告は、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書（別記第16号様式）に必要な書類及び図面を添えて市長に行うものとする。

(認定特定建築物等又は維持保全に関する報告)

第13条 法第53条第4項の報告は、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告書（別記第17号様式）に必要な書類及び図面を添えて市長に行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成19年千葉県規則第7号）の規定によりなされている手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。